

## 近世の宇治・山田における被差別民禁忌について

塚本 明

### はじめに

享和元（一八〇一）年二月二五日、伊勢神宮の門前町宇治・山田の市中に、左のような禁忌規定が触れられた。伊勢国飯高郡と多気郡の「穢多」身分の者計三人が、二月一九日から山田市中の妙見町に止宿し、二〇、二一日の両日は歓楽街である古市で飲食した事実が発覚したことに伴うものである（一）。

穢人者鹿肉食ふものニ准候ニ付、止宿之家、穢人ニ同火致し候者

禁忌之事如左

- 一、穢人同火致し候家内之者、二十一日之禁忌
  - 一、廿一日禁忌之者ニ合火致し候者七ケ日之禁忌
  - 一、七ケ日禁忌之者と合火之者当日之禁忌
  - 一、当日禁忌之者ニ合火之者沐浴
  - 一、穢人罷越食用之跡、竈ハ破り下土等迄取捨可申、器物之類ハ土中ニ埋ミ可申事
  - 一、右同食之者禁忌之懸り候ニも火を改可申事
  - 一、其外火替清メ方之儀、諸事鹿火之取斗ニ准し可申事
  - 一、穢人食用之前二ケ日食用之者禁忌廿一日
- 「穢人」と「同火」（合火とも言う。同じ火を用いて作ったものを食べること）した者は二十一日間の禁忌とされ、その間の参宮が止められ

ると共に、穢れの伝染を防ぐために他との接触が禁じられる。当然、飲食店や宿屋は営業停止となる。さもないと二箇条目以下に規定されるごとく、禁忌となった者を基点として四段階に順を追って穢れが伝染していく。最後の箇条によれば、二十一日間の禁忌は「穢人」が食事をした結果「火が穢れた」後だけではなく、驚くべきことに事が発生した二日前に遡って適用される。これを「返り火」と称したのだが、右の例では二月一八日以降に問題の場で飲食した者も二十一日間の禁忌となった訳である。

「穢れ」が発生した場所は勿論、これらの禁忌に罹った者は、期間が終了した後に「火替」が命じられる。火替とは、火を一旦消してまた付ければ良いという訳ではない。竈の灰を全て捨て、改めて火をおこさなければならなかった。「穢れ」を取り除くためには、使用された竈を破壊し下土まで取り捨て、用いた器は土中に埋めることも命じられている（ここでは規定されていないが、七十五日を経て取り出すこととなる）。

火は水とともに穢れを清める機能を持つが、同時に穢れを強く伝染させるものと観念されていた。それゆえに、被差別民と煮炊きする火を別にしたたり、煙草の火を直接つなげないなどの差別的習俗が存在した（二）。だがここでの規定は、穢れとして認識し、拒絶する度合いが尋常ではない。この穢れ観の凄まじさ、「穢れた」ものに対する扱いの過酷さには、まことに慄然とせざるを得ない。明らかにこれは、宇治・山田が「伊勢

神宮領」であるかゆえのことであり、清浄さを求め穢れを忌む神社世界と被差別民との、厳しく相容れない関係の表現とも見える。これをもって伊勢神宮、ひいては神社一般が被差別民に対し過酷な差別を生み出してきた、と主張することは容易だ。事実、一種の先入観と右のような文言を伴う法文から、部落問題の一定の責めを神社に負わせる論はしばしば目にし、特に差別解消に向けての啓蒙運動に少なからぬ影響を及ぼしている。

だが、封建的身分存在としての被差別民に対して、神社が神社特有の観念から、より一層の差別を及ぼしたというのは、歴史実態として明らかにされたことであろうか。一片の法規定で早急に評価を下すくらいならば、始めから結論は出ていたのに等しい。判りやすい結論を導き出す前に、「伊勢神宮領」たる宇治・山田を舞台に、少しく検証作業を行おう。

さしあたり問題は、被差別民の宇治・山田世界での飲食<sup>11</sup>同火の実態と右の禁忌規定発令との関係、すなわち被差別民が宇治・山田に入って飲食や止宿するのは例外的な事件で、その場合は必ず禁忌規定が出されるのか、そして「同火」事件がどのような経緯で発覚し、誰が禁忌を問題としたのか、という点である。

近世の伊勢神宮は、全国から毎年数十万人、お陰参りの時には五百万人にも及ぶ参宮客を迎えた。さてそれは、被差別民を排除した「聖なる空間」だったのであろうか。近世の社寺参詣研究の泰斗、新城常三氏は、享保七（一七二二）年の岡山藩における賤民の参詣禁止令をあげ、これは岡山藩に限らずかなり普遍性がみられた、と推定されており<sup>12</sup>、また一般向けの概説書においても、伊勢神宮世界における、被差別民に対する強い排除と差別意識が強調される<sup>13</sup>。だが、関東の被差別部落の

史料を用いた研究では、実態として被差別民の参宮が活発に行われていたことが指摘されている。もしそうであれば、そのことと伊勢神宮・宇治・山田世界の禁忌意識との間に生じる矛盾が、どのように解消されていたのかは、伊勢の地域史の立場から答えねばならないであろう。

また先の史料に即して言えば、「穢人」が「鹿肉食」の穢れに準じると規定されている点が気になる。どのような理屈や条文がその前提にあったのか、つまり神社が穢れを忌避する観念全体のなかで、被差別民がどのように位置付くのか、を検討しなければならない。

近年、差別を生み出す要因として「ケガレ」意識に関する議論が活発になっている。現代の運動団体の活動方針と関わるだけに微妙な問題を含むが、特に「ケガレ」を超時代的に論じることには、問題解決の展望を失うものとして批判が加えられている<sup>14</sup>。「ケガレ」意識と差別とを直接に結び付けることや、差別の要因を「ケガレ」のみに帰する見解には私も与しない。だが「ケガレ」観念の体系とそれが社会の差別意識に与えた影響を、歴史的な段階を踏まえて具体的に検討することは、問題の解決のためにも必要な作業だと考える<sup>15</sup>。

## 一、被差別民の伊勢参宮

### (1) 参宮禁止の規定

被差別民が伊勢神宮に参詣することは、法規定の上では明確に禁じられていた。明和八（一七七二）年八月三日の内宮長官（一瀬宜）の記録を見よう。

一、同日会合方小使を以申来ル、唯今明王院江者老人御出可被成旨申来ル、沢下綾太遺ス、的場兵左衛門申候者、江戸表ニ而者団左

衛門、車善七、京都者非伝寺、此類之方江例歳御祓賦り候御師在之由、慥ニ承り候故、町々江堅不相成由相触申候、此上御祓納候者候ハ、師職を取上可申旨相触候、依之神宮中江茂為御心得申入候との事也

一、同日廻文

余国之穢人共江御祓賦納候方有之由ニ付、自今以後左様之沙汰有之候者吟味之上御師職取上可申旨、従会合所町々へ相触候由ニ候、各為御承知如此御座候、以上

八月三日

内宮家司大夫

御神主中

権官衆中

内宮の門前町、宇治を管轄する住民組織である「会合」から内宮へ連絡があった。会合側が言うには、江戸の穢多頭弾左衛門や非人頭の車善七、京都の非人組織悲田院などに対して、例年御祓を配付する御師が確かに居るとし、これを禁止し違反者は師職を取り上げる旨を町中に触れた。これを受けて内宮長官は、その家政機関の役人である家司大夫から神主・権官（いずれも上級の神官）にこの旨を伝達している。

江戸時代において、伊勢神宮の下級神官たる御師は、全国に御札を持って巡回し、村人達を伊勢講に組織して参宮を手引きした。御師にはそれぞれ旦那場が存在し、国・郡、あるいは村単位で区切られた一定地域を独占的に管轄していた。被差別民のみを担当した御師が居たわけではない。江戸の弾左衛門と車善七、京都の悲田院という東西の主要な被差別民・組織にすら配られたという事は、これが特定の御師の逸脱行為ではなく、そして諸国の被差別部落一般に対しても行われていたと考えるのが自然であろう。また例年行われているという点、「慥ニ承り候」と

いう会合側の文言からは、御師達のこの行為が不注意故のことではなく、発覚すれば問題になることを承知の上で、確信犯的になされていたことも、推測できる。

安政元（一八五四）年三月二一日にも、やはり会合から次のような触が町中に出された。

近来師職之内穢多村江致配札、且当地へ罷越候節致止宿之趣風聞有之、甚以如何之事ニ候、右様之儀決而有之間敷事ニ候得共、万一心得違之者有之候節者及吟吟急度可申付候、此段前以申触置候

寅三月

ここでは「穢多村」に対しての配札と、それに基づいて「穢多」身分の者が参宮に訪れ、当地で止宿している風聞があるとし、こうした行為を咎めている。幕末に至るまで被差別民に対する配札と伊勢講への組織化、参宮時に御師宅を止宿の場として提供することは、法令の上では厳しく禁じられていた。だが文面からは、実態としてはそうした事態が続いていたことを容易に読みとれる。

明和八年以前の類似の法令は、現在の所確認できていない。だがそれまでも被差別民の参詣は公には許されておらず、この時期に明文化された、と考えるべきであろう。社会的・経済的要因から被差別民の参宮が活発になってきた結果とも考えられるし、一八世紀中頃以降に強まる、領主側の差別政策の影響もあったかも知れない。

さて、右に見た被差別民の参宮を妨げる二つの法令は、いずれも会合という組織から出されている。会合は、外宮門前町・山田の「三方」と共にこの地域を管轄し、二つの組織は互いに連絡を取り合いつつ行政を遂行している。法令は通常、宇治・山田双方に同様に出来るものである。伊勢神宮自体は一部の儀礼的な権限を除いて、宇治・山田の地に直

接の行政権は有しておらず、幕府遠国奉行たる山田奉行の下で三方・会合の組織が独自の法令発給を含む行政を執り行った。触が山田奉行の指示に基づく場合はその旨が神宮にも伝達されるが、先の二つのものはそうした注記がない。二つの触は山田奉行の直接の命令はなく、勿論伊勢神宮の意向でもなく、三方・会合独自の意志に基づいたものと考えられる(e)。

諸国からの被差別民が詣らずとも、宇治・山田にはその社会の内に被差別民が存在した。宇治には牛谷、山田には拝田という集落があり、山田奉行の下での下級警察役や行刑役、住民の葬儀に関する業務、非人や下級宗教者・芸能民らの管轄等を行っていた。拝田・牛谷については別にまとめて論じる予定だが、当面の課題に即して、彼らの行動に関する規制法令を一つ見ておこう。

寛政七(一七九五)年六月、三方・会合から、それぞれ差配する拝田・牛谷に法令が下された。会合から牛谷に出された六箇条のうち、当面の問題に端的に関わる三箇条目を次に示す。

一、男女子供ニ至迄町在江罷出候節、買物等ニ不限都而軒下より内江出入致間敷旨先達而申付置候処、近来猥ニ相心得、内庭迄も這入応対致し、或ハ暑中之節水杯を乞町家之器物ニ而吞候儀決而有之間敷事ニ候得共、近來是以心得違之ものも有之趣粗相聞、不埒之事ニ候、以後前以申付置候通堅相守、町方家々軒下之内江這入候儀、別而茶屋等ニ而軒下表通出し有之候腰掛たりとも休足致間敷、町家之器物ニ而水杯給候儀者勿論可相慎事ニ候、若心得違之もの於有之者、調子之上急度可申付、是又其町在方申届出候様相触置候上者、平日心得違無之様可致事

宇治・山田において拝田・牛谷の者たちは、「穢多」身分の者に比べ

れば禁忌の扱いは軽かった。彼らに対して町家の「軒下之内」へ立入を禁じた規定は、当然に近郷・諸国を問わず「穢多」身分の者にも適用されたと考えざるべきであろう。つまり、被差別民が参宮に訪れても、御師は宿を提供できない決まりであった。ただそれはあくまで公式、表向きの「原則」であり、実態であったとは言えないのである。

## (2) 関東の被差別民の伊勢参宮

前節では、宇治・山田に出された触書の文言から、諸国の被差別民が、禁止にもかかわらず実際には参宮していたことを推定した。この点は関東の村文書を分析した研究によって実証されている。

被差別民の伊勢参宮について、まとまった検討を初めて行ったのは、管見の限り武州横見郡下和名村に伝わる「鈴木家文書」を用いた西木浩一氏の分析である<sup>(10)</sup>。同じ文書を用いた五島敏芳氏<sup>(11)</sup>、柏浦勝良氏<sup>(12)</sup>の成果も含めて、これまでに明らかにされた点をまとめると次のようになる。

第一に、被差別民の伊勢参宮は活発に行われている。下和名村においては寛政九(一七九七)年に伊勢講が結ばれており、長吏の家二十一軒中十五軒が名を連ね、毎年二名ずつ八年がかりで全員が伊勢参宮を行う計画であった。直接参宮を示すものでなくとも、銭別の集銭記録や坂迎えの儀礼などの記事も認められ、この村では村人のいずれかが例年伊勢へ参宮に赴くことが常態化していたことが分かる。未刊史料も含めて検討を加えた五島氏の分析によれば、天明五(一七八五)年から寛政一二年までの十五年間で、村を出て寺社参詣に赴く記事が二十九例確認できる。下和名村が二十数戸、百数十人の村であったことを考えると、その比重の高さがうかがえる。これらの参詣のうち半数ほどは、伊勢参宮をした

と推測される。

第二に、伊勢神宮の御師とのつながりが確認できる。まず伊勢講が存在すること自体が、御師がこの村へ巡回していることを推測させる。天保一一（一八四〇）年に、旅中の者が国元に送った書状中には、この地域を旦那場とする外宮御師杉木権太夫の屋敷に止宿した旨が記されている。外宮御師松木太夫方に、江戸の抜け参り者と同宿した者も居た。また外宮の御師、三日市太夫の御被いについての記事も見られる<sup>(15)</sup>。

この点は、上州小金井村の事例を報告した北爪壹氏の研究<sup>(16)</sup>も合わせて見よう。北爪氏によれば、文久三（一八六三）年の末に、三日市太夫次郎の手代大木直右衛門光輔が小金井村を訪れ、その年春の参宮に対する礼状と御札を名主に渡し、取次を依頼した。それには長吏の者たちが宛名となっており、しかも苗字が付されていたため、一般村の村人たちがこれを咎めて騒動となった。村人たちは三日市太夫から離檀することとを仄めかす。この一件は江戸町奉行所に持ち込まれ、結局実質的には長吏たちの勝利に帰するのだが、そのなかで彼らが「前々より」例年伊勢参宮をして来たこと、参宮時には三日市太夫宅に止宿していたことが確認されている。

現地に赴いていた御師の手代たちが、相手が被差別民であることを認識していなかったとは考えられない。全て承知の上で、参宮に際しても宿を提供していたのである。

さて三日市太夫は外宮で最も有力な御師であり、三方家という「三方」を運営する主体たる家の一つであった<sup>(17)</sup>。前節で見た禁令を発給する組織の者が、一人の御師としては日常的に被差別民の参宮を受け容れていた訳である。

伊勢に留まった主人（御師）が、諸国を巡回した手代の「違法」に気

が付かなかったという可能性も残されるが、そうではあるまい。こうした事例は、三日市太夫に限らないからである。そして前節で見た禁令は、手代の「違法」を主人が厳しく取り締まることを求めたものであった。実態として参宮に訪れた被差別民を受け容れるのも、宇治・山田の行政を担う一員として、いわば建前的に禁令を発令するのも、同じ三日市太夫や他の有力御師たちであった。厳しい禁令と日常的な実態とは、大きな懸隔がある。原則を示した法例の文面から宇治・山田世界の事態を論じると、大きな陥穽にはまることになる。「穢れ」に対する原則と、現実の対応との驚くべきダブルスタンダードこそ、この地域社会の特質の一つであった<sup>(18)</sup>。

## 二、被差別民との「同火」事件

### (1) 「同火」の事例

宇治・山田において、被差別民との「同火」が問題となった事例は、江戸時代中に六例見出せる。

- ① 享和元（一八〇一）年二月に、伊勢国内飯高郡・多気郡の「穢多」身分三名が、山田妙見町で止宿し、古市で酒宴をした（冒頭で見たもの）。
- ② 文化元（一八〇四）年一月頃に、宇治の非人組織である牛谷の「穢人」が、宇治の中之地蔵町で食事をし、三月に発覚した。
- ③ 文化七年一月に、山田吹上町の番人が、同町の者と古市で飲食をしたとして翌月に問題となった。
- ④ 文化九年三月に、京都・天部村の「穢多」身分の者が、二見江村の立石茶屋で止宿し、古市辺で捕らえられた。

⑤ 文化一二年一月頃に、飯高郡の「穢多」身分の者が、常明寺門前で飲食し、翌月に発覚した。

⑥ 天保一三（一八四二）年一二月に、飯高郡の「穢多」身分の者が、常明寺門前で飲食した。

以上の内で、③の事例は神宮及び三方・会合で吟味の結果、「同火」とはならないと判定されたが、他の五例については市中に禁忌規定が発令された。

まず始めに、このような被差別民の「同火」に基づく禁忌規定の発令は、江戸時代中を通して行われたのか否かを問題としたい。結論を先取りすれば、神宮や三方・会合が公式に関わった形で、関係者個人ではなく市中一体に禁忌規定が発令されるような「同火」事件は、享和元（一八〇一）年の事例が初発であった可能性が極めて高い。

事件の典拠となる史料は、神宮長官（一禰宜）の家政機関が残した「日記」である。慶安元（一六四八）年から幕末に至るまで日々連続と書き継がれ、内宮・外宮合わせて三千冊を超える。全てに目を通して読む訳ではないが、この日記中に、右の六例以外の同様の事件は記録されていないと、ほぼ断言できる。この膨大な日記群については、記事の項目を「目録」としてまとめた冊子が江戸時代中に作られている<sup>⑭</sup>（これとて三十六冊にのぼる）。少なくともこの「目録」で見える限り、享和元年以前に同様の事例はない。以後にも右の六例のみである。

言うまでもなく、史料が存在しないことが事件の不在を示すものではないことは、史料分析の基本である。だが神宮世界においては、かなり高い確率でこのことが言える。「日記」においては、神宮世界の特質上、触穢・禁忌関係の記事は重視され、頻繁に記される。神宮の神官達は非日常的な触穢に関する事態に直面すると、先例・類例を調べるためにこ

の「日記」を用いた。「目録」は、こうした作業に不可欠な索引として作成されたものと考えられる。また、先例を重んじ考証を旨とする神宮神官たちがまとめた禁忌に関する書物の類<sup>⑮</sup>にも、これ以前に「同火」の禁忌規定が発令された記事は見られない。

享和元年の「事件」は、山田奉行の意を受け会合から神宮に伝えられ、禁忌の判断が求められた。内宮では「相談之上旧例之有無相調子候上、急々可及御返答」と即答を避けている。外宮でもやはり禁忌について三方の役人から尋ねられるが「右之趣於公文所相調候処」と、「日記」を保管した公文所において調べたが、「的例も無之事ニ而難相定候」とした。先例調べに際しては、聊かなりとも参考になる事例は書き上げられるのだが、内宮・外宮ともに見出せていない。その後、両宮の間で禁忌規定のすり合わせがなされた。

この段階において、「長官日記」を始め当時の諸記録類に類似した先例はなかった。だが以後の事件においては、享和元年の事例以下が「先例」として書き上げられ、これに倣っているのである。

享和元年のその後の経緯は後に検討するが、ともかく本論冒頭に掲げた禁忌規定が市中に発令された。ところがその結果「町並過半禁忌合火」となる混乱が生じている。規定を受け容れる側も、こうした規定が見慣れぬものであったが故のことであろう。また二月二五日には会合から神宮に、期限後の浄め方等についての問い合わせがなされ、さらに二八日にも会合役人より、穢火禁忌の各箇条についてその作法の問い合わせがなされている。

以上の点から、被差別民の「同火」による禁忌規定発令は、江戸時代中には享和元年を初発とするものと考えられる<sup>⑯</sup>。少なくとも当時の神宮にあって、これが初例と認識されたことは間違いない。なおこれはあく

まで、そうした事実が公に「発覚」した初例という意であり、「同火」という事実の存在とは無関係なことである。

なぜ、享和元年になって初めて起こったのか。また諸国からの被差別民の参宮は、ほとんど日常的なまでに活発であったらしいにも関わらず、「同火」が問題になったのは幕末に至るまで計六例しか見られないのは何故なのであろうか。

## (2) 「同火」発覚の経緯

まず第一に、参宮を目的として訪れたであろう伊勢国外の被差別民によって事件が発生したのは、六例のうちで④の、京都天部の者の事例のみである。後はいずれも近隣の者たちであり、伊勢国内（松坂以南）の「穢多」身分の者三例、宇治・山田の非人が二例、である。彼らは参宮を目的に来た訳ではなく、それゆえに神宮境内に被差別民が立ち入ったことが問題にされたのは、④の事例のみである。

次に、被差別民の「同火」が発生、もしくは発覚した場所は、古市町①、③、④、常明寺門前町⑤、⑥、中之地蔵町②と、いずれも伊勢における著名な歓楽街である（三町は地理的に接続している）。言い換えれば、宇治・山田の御師町においては起こってはいない。参宮客が事件の主体となった唯一の事例④でも、止宿した場所は御師町ではなく二見の茶屋であり、発覚したのは古市であった。このことは何を意味しているであろうか。

古市を始めとする歓楽街は、御師宅に宿泊した諸国からの参宮客のほか近郷からも多くの客が訪れた。ここでは誰と出会うかは予測が付かない。被差別民たることを隠してこの地を訪れても、特にそれが近隣の者であれば、素性を知る人間に出会ってしまう可能性がある。一方御師町

ならば、事情を知る関係者が口を閉ざせば事が済む。

また歓楽街には無宿者の流入も多く、盗みや博奕等の犯罪がしばしば発生した。犯罪に関わって捕らえられ、取り調べのなかで被差別民であることが判明すると「同火」の事実も発覚してしまうのである。以下、事件が発覚した経緯を、六例それぞれについて見てみよう。

まず初例となった①の享和元年の事例について。この一件は、山田奉行所から三方・会合の役人を介して、神宮に連絡が行ったことから始まる。二月二三日付の外宮長官の日記には、会合役人の口上として「御役所より怪敷躰之者御召捕被成、御吟味之処穢人之由」とある。当事者がいかなる理由で捕縛されたのかは分からないが、史料の文言からは、恐らくは盗みなどの一般的な犯罪の嫌疑で捕らえられた不審者を吟味したところ、「穢多」身分であると発覚したということではないか。江戸時代においては身分によって処罰規定が異なるため、犯罪者の身分を特定することは裁許の前提となる。さてその者が町家に止宿したことが明らかになったため、山田奉行所は三方・会合を通して神宮に「同火喰候者など禁忌之儀」を調べて返答することを求めた。神宮では先例を調べ、両宮で調整した上、三方・会合に返事をした。

②の文化元年の事例。会合から神宮（内宮）に対して、牛谷配下の「穢人」と一般住人との「同火」が発覚したとの相談があった。神宮では、この「穢人」は「平常死人取扱候迄之事二而」、「穢多」身分の者に比べて軽く扱うべきかとしながらも、享和元年の先例に倣った規定を示している。これを受けて会合では、市中に禁忌規定を発令した<sup>20)</sup>。

③の文化七年の事例。山田吹上町の者が外宮長官のもとに相談に来た。隣家の倅が町の番人と「同火」したことの禁忌を尋ねたものである。外宮では内宮及び三方・会合と相談し検討した結果、禁忌の沙汰に及ばな

いととした。事後に山田奉行の問い合わせがあり、事情説明がなされた（後述）。

④の文化九年の事例。山田奉行所が神宮長官の名代を呼び出し、天部村の「穢多」身分の者を召し捕らえた旨を伝え、市中の禁忌、また宮中へ立ち入った場合の触穢についての尋ねがあった。天部の者がいかなる嫌疑で捕縛されたのかは不明である。「同火」の触穢に関しては、山田奉行は三方・会合に対して先例通り触れるようにと命じた<sup>26)</sup>。

⑤の文化一二年の事例。山田奉行所が「穢多」身分の源蔵という者を捕縛し吟味したところ、市中で飲食をしたことを白状したため、会合を通して神宮に禁忌についての下問がなされた。山田奉行所が源蔵を捕縛した理由ははっきりしている。源蔵は過去にも盗みを働き、神宮領への立入りを禁じられていたが、その後も「御構地」において同類と申合わせ、あるいは単独で、戸締まりをこじ開けて家に忍び込み、盗みを働いていたのである。山田奉行から江戸評定所に上申がなされ承認を受けた上で、源蔵は死罪となった<sup>27)</sup>。

⑥の天保一三年の事例。山田奉行所が召し捕らえた者が「穢人」であるとの風説が起った。外宮は三方へ問い合わせ、三方から役所に伺う。すると「穢人」に相違ないことが判明した。なお天保一四年一二月に裁許がなされているが、それによると無宿の同類と申合わせて金品を盗んだ科により、「穢多」身分の者が捕らえられた、とする。

宇治・山田の非人についての②、③を除き、基本的には山田奉行所が不審者を捕らえ、被差別民たることが判明したため禁忌が問題になる、という経緯を辿っている。発覚した場が歓楽街であることを考え合わせても、被差別民が捕縛されたのは町中への立ち入り自体が咎められた訳ではなく、⑤、⑥の事例に見られるように一般的な犯罪に関わってのこ

とと思われる。

山田奉行は、自白を受けて神宮に禁忌を尋ねた。神宮に対する下問は、事実上の禁忌の強制でもあった。一方、神宮が独自に被差別民の「同火」を発見した事例はない。⑥の事例は、神宮神官が予想される事態を先取りしたものである。享和元年以降の事例が先例として影響し、類似の事象が発生すると禁忌の規定が意識にのぼったために起こったことである。また、「同火」の事実が「風聞」という形で世上に広まったことが大きかった。②、③は三方・会合ないしは町の住民が問題視したもので、山田奉行ではなく神宮が対応を決定しているのだが、③では禁忌規定は出されず（その後、山田奉行が問題視している）、②では市中への触れ出しは、会合側の判断に任された。

つまり被差別民が宇治・山田で「同火」したことが咎められ、禁忌規定が出されるに至ったのには、直接的には触穢に過敏と言われる伊勢神宮自体ではなく、山田奉行の意向こそが大きかったのである。

諸国から参宮を目的に訪れる被差別民たちは、御師の了解のもとで宿泊し、もちろん「同火」して参宮も行ったであろう。御師たち、そして御師でもある三方・会合の構成員たちも、そうした事実は恐らく百も承知だった<sup>28)</sup>。被差別民たちは非日常の旅中においては身分標識をまもってはおらず、外見からは見分けがつかない。近隣の被差別民と異なり、彼らの出自を知りうるものは、自分の村へ訪れる御師たちのみであった。ゆえに犯罪に関与して山田奉行所に捕縛されたりしない限り、彼らは無事参宮を済ますことができたのである。

宇治・山田では、禁忌規定上の厳密さ（差別の過酷さ）とかけ離れた実態が、あった。そして伊勢神宮及び神宮領を保護することを第一の職務とする山田奉行と、伊勢神宮、三方・会合とでは明らかに「触穢」に

対する認識が異なった。次節ではこれらの事件に伊勢神宮、三方・会合がどのように対応したのかを、山田奉行と比較しつつ検討を加える。

### (3) 伊勢神宮及び山田奉行の対応

伊勢神宮は被差別民の「同火」という事態に対して、禁忌を行うことに積極的だったとは言えない。山田奉行の下問（事実上の強制力を伴う）ないしは三方・会合からの打診に対する受け身の姿勢であり、しかも神宮は極力軽く、穏便に済ませようとしている。

③の事例は、山田奉行の審議には係らず、神宮と三方・会合、事件の発生した吹上町だけでの取り調べが行われ、禁忌を行わないこととなった。この経緯を少し詳しく見よう。文化七（一八一〇）年の二月二日、山田吹上町の清右衛門という者が外宮長官のもとに訪れ、隣家の悴松之助が、町の番人と先月の一六日に「同火」した疑いがあることを伝えた。清右衛門は松之助の親と同火したため、参宮の可否の判断を求めたものである。外宮長官家では、享和元年の先例、すなわち「穢人」と同火の者は二十一日間の禁忌、以下四段階に伝染する禁忌規定を示し、ただし清右衛門については「日数相立居候ニ付、火替沐浴いたし可然旨」と参宮を認めた。「同火」発生地が内宮領であったこともあり外宮は翌日に内宮と連絡を取り、享和元年、文化元年の先例通りに行うかを相談する。同時に三方に対して、先例を伝えるとともに、詳細な調査と再発を防ぐため取り締まりを行うことを申し入れた。

三方は会合と連絡を取ったが、会合は内宮長官からの指示を既に受けていた。四日の朝から関係者の取り調べがなされ、翌日に神宮に報告がなされている。それによると、事件は次のようだという。

松之助は問題となった一月一六日に、御頭神事で懇意の者と酒宴の上、

古市の辺りへ行ったところが、非人集落である牛谷村へ向かう途中の番人平蔵と出合った。「寒気強候間、酒為給呉候様相願候ニ付」、平蔵は寒いので酒を吞ませるようせがむ。そこで松之助は平蔵を連れて「山口屋久五郎後家」の店に寄り、庭で「冷酒」を「掛けなかし之茶碗」で吞ませた。煮炊きしたものを食べてはいない。「かけながし」とは、品物を一度用いただけで捨ててしまうことを言う。その後松之助は、下中之地蔵町の田尻屋宗兵衛方へ行き酒を吞んでいた所、平蔵が尋ねてきて暴言を吐き口論となる。松之助はその場から逃げ帰った。

清右衛門が最初に外宮長官家に訴えた際には、「同火」という事実を伝えていた。取り調べに対する松之助の返答は、「同火」を否定するものである。三方では清右衛門を呼び出し、同火の証拠を問い質した。清右衛門の返答は「慥成証拠無御座候、風聞ニ承り申候」というものであった。事の性格上「慥成証拠」を示すことは困難であり、要は関係者の証言次第である。彼らが口裏を合わせれば、事件はなかったことに済ませることができる。三方は清右衛門に対して、「禁忌之儀者不軽事ニ候処、慥成る証拠も無之」、神宮長官家に訴えたことを咎めた。ここでの「禁忌之儀者不軽事」とは、穢れの発生を軽視して見逃さないようにということではなく、禁忌が発生すると重大事となる故に、安易に訴えたりしないように、との意である。

三方では禁忌に及ばずと判断し、神宮でも「冷酒ニ而かけなかし之茶碗ニ而酒給候事ニ候得者、禁忌之不及沙汰」と返答する。確かに「冷酒」で「かけなかし之茶碗」で、建物の内に入らず「庭ニおるて」のことであれば「同火」にはならず禁忌の対象にはならない。しかし「寒気強候間、酒為給呉候様」との申入れがきっかけであったにすれば、あまりに不自然な説明であろう。そしてかくも周到に「同火」を避けたのであれ

ば、そもそも隣家の者が問題にすることもなかった筈である。また「かけなかし」の茶碗が用意されているということは、古市では被差別民が日常的に飲食に来ることが前提になっていることにもなる。

神宮ではこうした不自然な点を問題視してはならず、極めて調和的に話がまとまっている。恐らくは神宮と三方・会合との間で、暗黙の了解の上で禁忌を逃れるための事実の隠蔽がなされたのではなからうか。この「同火」一件は、両宮と三方・会合の合意の上に、「なかったこと」にされたものと思われる。

だがこの一件は山田奉行所の知るところとなり、二日後の二月七日に両宮の長官名代が奉行所に呼び出される。山田奉行の用人は「穢火之儀容易ならざる事ニ候得者、如何様之心得ニ而右之段不被申出候哉」と、奉行所に無断で神宮と三方・会合との間のみで決着させたことに強い不快の念を示す。こうした禁忌に関する事項は、神宮から山田奉行所に申し出るべきとするのである。三方・会合に対しても同様だとした。禁忌規定は、直接には神宮の清浄さを守るため、「穢れた」者の参宮を留める目的で出されるのだが、伊勢神宮のみの判断で決定することを認めず、山田奉行所がこれを管轄する旨を申し渡している点が重要である。右の一件の決着について、取り敢えずは山田奉行も了承したが、当初から山田奉行所において吟味がなされたならば、違う結論が出ていた可能性があろう。

両者の穢れに関する認識の相違は、④の事例、文化九（一八一二）年に京都天部の者が参宮した事件の対応では更に顕著になる。この時は「穢多」身分の者が二見の茶屋に止宿し「同火」したこともさることながら、参宮、つまり神宮の宮中に立ち入ったのではないか、という点が問題となった。状況からは、京都から伊勢に訪れ十分な時間もあり、実

際に参宮していた可能性が高い。

山田奉行はその場合の禁忌について神宮に問い合わせる。両宮で相談がなされるが、内宮側が外宮に送った書状には「右穢人、宮中江立入候哉否相分り不申候、若立入候様之事ニ有之候而も、止り不能在候得者流水同様之取扱ニ而、敢而子細も有問敷哉与存候」とあった。そもそも宮中へ立ち入ったかどうかは判明しないし、もしそうだったとしても立ち止まらずに通過しただけならば「流水同様」の扱いで問題はない、とするのである。一般的に、滞留する水と異なり流れる水では穢れは解消する、とされる。だが被差別民が立ち止まったか否かもまた判定のしようがない。これは穢れを問題にしくとも済むようにとの理屈付けに過ぎないだろう。四月一日には内宮長官名代が山田奉行所に対して次のように述べている。

（前略）若宮中江立入候節者穢之儀如何候哉御尋ニ御座候、右者古記等見当り不申、類例等も見当り不申、何与申引当ニ致し候義も無御座候（中略）併穢多共之申分ニ寄当方傍例等引当方ニ寄重く相成騒働<sup>（まどろ）</sup>ニ及び候儀も可有之、又者軽く相済候事も可有之哉、可相成者穩ニ相済候ハ、珍重ニ奉存候（後略）

内宮の「流水同様」という見解についてはさすがに外宮側が異議を唱え、翌二日に「宮中々外江通り扱与申ニも無之、仮令扱候共路道之振とも違宮中郭内ニ有之候、右穢人立入候共又元之所江掃り候而可有之、左候得者其俣ニも如何ニ候旨外宮方評定ニ御座候也」と内宮側に申し入れた。外宮は、今回の対応次第では被差別民の参宮を公式に容認することになりかねないと危惧しているのである。内宮側は、それならば古例に倣い「宮中酒掃」を提案し、典拠となる先例として「文保記」「永正記」中の記事を示した。翌三日には被清を行うとしつつも「当方申候者、右

穢之儀輕ク可相濟事を重ク取斗候も如何敷存、色々御相談申候事ニ候、祓清ト申候得者其上ハ有之間敷候」と、そこまでせずとも良からうとの考えも示す。

さて四月四日に両宮長官名代は山田奉行所に出頭した。神宮側は天部の者が宮中へ立ち入ったか否かは不明であるとして押し切ろうとしたが、山田奉行は承知せず、立ち入った際の対応の準備を求める。そこで五日に神宮は京都の祭主に浄め祓いの儀式について尋ねるが、その翌日には山田奉行所から、「京都之穢多共今日も呼出相調子候処、参拝者不致候得共、宮中江立入致一見候」ことを白状した旨を伝えられる。ここに至り神宮は、祭主の返事を待たず宮中浄め祓いの儀を四月七日に執り行った。

神宮は、穢れの判定が明確な証拠を示しにくく、主観的なものになりがちであることを自覚している。内宮と外宮とで多少意識の違いはあるのだが、あいまいな領域であればこそ神宮としては極力軽く、穏便に済ませたいという意向を隠さない。だが被差別民の宮中への立入という事実をうやむやに済ませようとした姿勢は、山田奉行により明確に否定された。なお触穢を判定する際に、強く禁忌を求める山田奉行に対して、神宮は消極的であるという関係は、被差別民についての問題に限らず見られるものである。

さて、山田奉行所が享和元年に被差別民の「同火」を問題にしたのが初例だとすれば、その時期の意味を考えねばならない。明確な答は示せないが、参考になる動きがある。これに十年程先立つ寛政四（一七九二）年に山田奉行所は、神宮に対して「古市町中之地蔵町ニ而同火等致候而参宮之儀、神宮者如何被致候哉、又平人者其儀を不忌又旅人等茂其儀ニ不抱事哉」と尋ねた。古市町、中之地蔵町などの歓楽街で「同火」し参

宮することを神宮がどう考えるか、住民・参宮客がそれを忌まないのかを問うたのである。山田奉行としては、両町は遊郭を含む「悪所」であり、穢れた地域との認識があったのである。だが遊郭・歓楽街たることは、神宮の触穢観念からは特別な扱いとはならない。神宮は「右両町逆茂両宮内之古法を守、忌中月水之者別火喰用仕候而、常用之火者混し申間敷筋ニ御座候、然者右常用之火参宮人同火等之儀茂差別有之間敷儀与奉存」と、両町も宇治・山田市中一般と同様に禁忌の作法を守っており、区別はない旨を返答した。

山田奉行が神宮領の触穢を問題にするのは、何もこの時が初めてではない。服忌の者の参宮や儀式への関与をめぐり、江戸時代前期から神宮よりもむしろ過敏な対応を示していた<sup>23</sup>。だが住民や参宮客の「同火」については、寛政年間頃になって問題とするようになり、その延長上に被差別民の「同火」一件があると考えられる。山田奉行の観念が変化した要因、背景については今後検討を要するが、前提として、住民の日常生活における身分差別を強要した、安永七（一七七八）年一〇月の幕令<sup>24</sup>があったことは想定できよう。

### 三、伊勢神宮の禁忌規定の特質

#### （一）「鹿食」禁忌規定

最初に課題としておいたことだが、被差別民の「同火」についての禁忌規定で、「穢多」身分の者は「鹿食」をするものとの説明が付されていた。被差別民ゆえの「穢れ」としてではなく「鹿食」を理由にするこの意味、また「鹿食」による触穢の規定が何を根拠とするものなのか、という点について検討を加える。

享和元（一八〇一）年に山田奉行から下問がなされた時、神宮内部では前例のない事態に対してどのような規定を適用するかで議論がなされた。内宮は「鹿火之捌或ハ死穢之捌両様」と、鹿火＝鹿肉を食した場合と死穢の二つの穢れによる禁忌規定を検討し、前者を適用したい旨を外宮に伝える。外宮もこれに同意した。

「穢多」身分の者が肉食し、ゆえに「穢れ」という認識は、当時の社会に一般的に見られる観念である<sup>26</sup>。だが、ここで対象となった被差別民が実際に肉食をしたか否かは、問題にされてはいない。また「穢多」身分ではなく非人の「同火」であった②、③の事例についても、神宮は、彼らは「死穢」に関わる者で、肉食するとされる「穢多」身分とは違う存在であり、「穢多」身分よりも軽い扱いにするべきことを認識しながら、同じ禁忌規定の適用を前提として話を進めている。「穢多」身分と肉食の穢れが一旦結び付けられ先例となると、それは一つの基準となり、非人身分を含む被差別民一般にまで援用された。

ここで重要なことは、穢れに過敏な神宮世界において、「穢多」身分に対する独自の禁忌規定はなかった点である。むしろそれは、神宮が「穢多」身分への差別観念から自由であったということを意味しない。神宮として彼らへの差別を前提とし、その理屈付けを試みているのではなく、しかしその理屈付けは、肉食の穢れという誰もが懼りうる、そして理念的には一定期間後に解消される、一般的な穢れ観念の適用でしかなく、人間に対する穢れとして適用が可能なのは肉食の穢れか死穢でしかなく、被差別民が被差別民であるがゆえに穢れ視する理屈は、神宮には存在しなかったのである<sup>27</sup>。

さて、肉食についての同火禁忌規定は、神宮の旧記を調べたものだと言う。神宮の触穢規定のいわばバイブルたる、「文保記」「永正記」に、

まさにそれが見られる。

「文保記」とは「文保服仮令」とも称されるが、内容的には延喜式等の影響を受け、参宮人に知らせることを目的に一四世紀後半に著述されたものである<sup>28</sup>。ここに鹿食の禁忌が規定される。

「猪鹿食禁忌」として食べた当人は百日、同火人は二十一日、それと相火の者は七日の参宮停止、さらに同火の者は当日憚りとの規定が記されている。当人が百日以内だとえそれが九十八・九日目であっても、同火すれば穢れが伝染することが詳細に論じられている。

これを先に見た享和元年以降の禁忌規定と照らし合わせると、市中には触れる必要のない当人の百日規定を除き、いずれも同じ日数が規定されている。これらは「文保記」の著者の曾祖父、長官貞尚の秘書たる「雑穢沙汰文」に記されたもので、一三世紀後半の文永年中に議定の結果定められたものだという。「猪鹿食人食用火自食用以前爾食用人。是又三七ケ日之禁忌也」と、「同火」が発生すると日時を遡って穢れが伝染する「返り火」の規定条文もある<sup>29</sup>。

被差別民が接触したことに伴う触穢規定としては、すこぶる過酷で差別的に見えた本論冒頭の条文も、中世に遡る肉食禁忌規定に依拠したものであった。江戸時代の神宮神官は、新たな事態が生じた時には旧記、とりわけ「文保記」「永正記」に帰り類似した先例を探すのを常としていた。逆に言えば、「文保記」「永正記」に照らして触穢となり得ない事例は、禁忌の対象とならないのである。

## （2）「鹿食」禁忌の適用

被差別民の「同火」についての対応は、彼らが肉食するという一般通念に基づいて、中世以来の「鹿食」の禁忌規定が適用されたものであ

た。実際に肉食をしたか否かは問われず、また百日間決して肉食をせずとも被差別民の「同火」が許された訳では決してない。だが理屈の上ではあくまで肉食の穢れであり、それ以上ではないのである。

とすれば問題は、被差別身分ではない者が肉食をした場合に同じ禁忌規定が適用されるのか、という点である。これは、されるのである。確認できる限り、万治二（一六五九）年に、着任した山田奉行に同行して江戸からきた家来が鹿食していた事件、鹿食の穢れを持つ参宮人が起こした禁忌事件としては、天和四（一六八四）年正月に摂津国の参宮人が山田の岡本町で食事をした一件、宝暦一二（一七六二）年正月に信濃国の者が外宮御師堤織部方で飲食した一件、寛政四（一七九二）年二月に美濃国参宮人が外宮御師河井右近宅で飲食した一件の事例が知られる。

万治二年の禁忌規定は不明だが、後の三例については四段階に展転する穢れと、二日遡る返り火の規定の適用が認められ、宝暦二年、寛政四年の両事例では竈を破却し器を七十五日間埋めるとの文言も見られる。

以上の事例はいずれも享和元（一八〇一）年に被差別民の「同火」が禁忌規定の対象となったことに先行し、「鹿食」の事例としては明らかに前例となった訳である。なお右の四例は内宮にも情報は伝わっているが、いずれも外宮の長官において決定されている。

さて、万治二年の事件は山田奉行に付き従って江戸から来た家臣が、以前に鹿食をしたが既に九十六日を経過していたため、あと四日のこととて、もはや構わないと考えて伊勢に着き、結果として触穢が及んでしまったものである。山田奉行は勿論、同火で二十一日間の穢れとなった者が外宮長官家で夕食を取ったために、長官にまで穢れが及ぶという事態となった。山田奉行は着任直後に参宮をするのが恒例であったが、これも延期され、公事訴訟の受付をこれに先行させるという「珍事」となっ

た。また宝暦一二年にはやはり穢れを負った者が大宮司の家で食事をしたため七日の穢れが及び、予定されていた神遷が延期されている。

「鹿食」の穢れは規定通り運用されており、被差別民の「同火」の時と変わるところがない。そしてそれは、山田奉行も神宮長官も大宮司も例外なく伝染するものでもあった。

ただし被差別民の「同火」では市中に触出しがなされたが、一般人の「鹿食」については、管見の限りそれが確認できない。あるいはこの点に被差別民に対する差別性が表れる可能性もあるが、基本的には触穢の判定を、山田奉行が命じるか、神宮が独自に行うかの違いによるものと考えられる。

### おわりに

被差別民の宇治・山田における「同火」が、市中への厳しい禁忌規定発令につながるのには、享和元（一八〇一）年を始まりとする。そして幕末に至るまで計五度しか確認できない。だが諸国からの被差別民の参宮は、公的・建前的には禁じられていながら、実は普通に行われていた。一般通念としてはそれは否定され、あってはならないこととされながらも、現実には違った。

享和元年に、恐らくはそれまで暗黙の了解として済んでいたことを、山田奉行が大っぴらに問題にした故に、転換が起こった。山田奉行の動きは、一八世紀後半以降に顕在化する差別政策の転換として重要であるが、その背景については今後検討する必要がある。

神宮世界においては、ことが公に問題とされた以上は、何らかの規定を適用せざるを得ない。ここで被差別民を、肉食して穢れた者に準じる

という新たな方策が作り出され、それが先例となって定着し、以後の縛りとなっていく。

実際の肉食の有無が問われる訳ではなく、被差別民を排除することは前提となっている。だが、理念としては、肉食行為に伴い百日間の穢れが発生している「状態」に対する禁忌なのであり、そしてこれは一般人の「鹿食」の者についての禁忌と、基本的に変わるところがない。

さてその後も、間違いなく被差別民の参宮は続けられた。発覚すれば市中に多大な影響が及ぶ、いわば「危ない橋」を渡りながらも、御師達は引き続き諸国の被差別民集落に御札を配り、伊勢講を組織し続けた。神宮が実態をどの程度認識していたのかは分からない。だが、文化七（一八一〇）年に京都天部の「穢多」身分の者が参宮に訪れた際の対応に顕著に見られるように、神宮は被差別民の穢れについて意外な程の寛容さを見せている。

ひとつには、神宮の触穢観が「文保記」「永正記」等の旧記に強く依存する、先例主義に則っているということである。先例にないことは、基本的に禁忌の対象とはならない。

また、三方・会合及び伊勢神宮にとっては、多くの参宮客を全国から呼び寄せることが何より重要なことであった。江戸時代の宇治・山田、そして伊勢神宮は、経済的には参宮客によって成り立っていたのである。そのことを三方・会合も神宮神官らも、重々承知していた。穢れは、厳密に適用すればきりがない。また宮中の閉ざされた世界において成立した古き規定が、多数の民衆が訪れるようになった近世段階の神宮、宇治・山田において、そのまま通用すべくもない。神宮は、触穢を「当人の心次第」とするような、多分に主観的な判定基準をひとつの特色とし、厳しい触穢規定を事実上空文化する方策を発送させていたのである（こ

の点は別稿に譲る）。

根本的には、神宮の触穢体系自体が、身分存在としての穢れという觀念とは無縁であった。神宮における穢れの考え方は、いずれも状態としての穢れであり、それらは誰もが罹る可能性があるので、そして期日が過ぎ作法を踏めば解消されるものである。「状態」としての穢れと、身分的な「存在」としての穢れとは区別されなければならない。

ただし、社会的に差別がなされる具体的な局面で、触穢の禁忌規定が利用・活用されることは、充分に起こり得た。別火・別器等のように、神宮の本来の規定を離れて、被差別民に恒常的に差別的な待遇を強いることは、当然にあった。

神宮の触穢観念は、本稿で言及した肉食の穢れのほか、最も重視される死穢、火事・水害等の災害、血・産の穢れ、動物の穢れなど多様なものである。そしてその特質は近世後期以降に徐々に変わっていくものと思われる。一八世紀末から顕著になる幕府・山田奉行側の政策転換が背景となり、また幕末に朝廷の触穢観念と神宮のそれとの齟齬が明らかになり、前者に統合される形で変容して近代を迎える。この転換のなかで、社会における差別意識との関係も変わっていくことであろう。これらの実態把握と、その変容過程を明らかにすることを今後の課題として、本稿を終えることとする。

#### 【注】

(1) 『神宮編年記』。神宮文庫所蔵。以下、特に断らない史料は当該史料の、特に内宮長官（一欄宣）の分に拠る。外宮長官の記録を引用した場合には注記を加える。以後文中では「長官日記」の通称も用いる。なおこの史料については『神宮編年記』（内宮長官日記） 慶安元年一〇月一五日（同

- 二年七月七日」(『皇學館大学神道研究所紀要』一六、二〇〇〇年)の解題を参照。
- (2) 峰岸賢太郎「近世における部落差別の習俗的形態」(『部落問題研究』八七、一九八六年。改題の上、同氏『近世被差別民史の研究』校倉書房、一九九六年、に所収)。もちろんここでは法として市中に触れられていることから「習俗的」なものではない。ただしそれと無関係ではない。
- (3) 『新稿 社寺参詣の社会経済史的研究』塙書房、一九八二年。
- (4) 三重県部落史研究会「三重」(『部落の歴史 近畿篇』部落問題研究所、一九八二年)、部落問題研究所編『部落の歴史と解放運動』部落問題研究所、一九八五年、他。
- (5) 辻本正教氏の『ケガレ意識と部落差別を考える』(解放出版社、一九九九年)を始めとする論考、上野茂編『被差別民の精神世界―部落史観の転換―』(明石書店、一九九六年)他、それらに対する批判として尾川昌法「拡散する『部落差別』―『ケガレ意識本質論』への疑問」(『部落』五一巻九号、一九九九年)、塚田孝「前近代身分制研究の動向」(『部落問題研究』一四六、一九九九年)など。
- (6) 峯岸氏の提起した「習俗的差別」は傾聴すべき論点であるが、氏はこれを発生的には法によって規定されたものではなく自然発生的なもの、とする。だが、別火・別器のような共通する作法が各地で見られることは、それが神社の触穢規定などと無縁に自然に成立したものではないことを示唆していよう。神社の種々の触穢規定が、社会の差別構造に「活用」される側面を考えたい。なお峯岸氏は、習俗的差別を国家の支配構造、イデオロギー構造の中で位置付けることを課題として設定している。
- (7) なお、被差別民の参宮は許されないものという社会認識も存在した。文化一〇(一八三三)年の裁許記録によれば、山田において「参宮体之者ニ出會、右は穢人之由及承、酒代ねたり掛高声申募市中騒」という所業に及んだ駕籠舁の半蔵が、「重敵軽追放」の処分を受けている。半蔵の罪はともあれ、参宮に向かう者を「穢人」であると暴くことが、脅迫となると認識されているのである(『御仕置例類集』六卷一一二二三号)。
- (8) この地域における触の発給・伝達については、拙稿「鳴物停止令と地域社会―伊勢神宮周辺地域を中心に―」(『三重大史学』創刊号、二〇〇一年)を参照。
- (9) この寛政七年令は、後代にも触れられる基本法となった。なお、文面からも明らかのように、拜田・牛谷に対する規制法令はこれが初めてではない。確認できる限り貞享五(一六八八)年、安永八(一七七九)年に先行する触が認められる。
- (10) 「近世武州における『長吏』の廻国巡拝」(『人民の歴史学』八六、一九八五年)。なお、これに先行して同じ文書を用いた椋山聖子氏の研究「近世『被差別民』の欠落について」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』別冊第一〇集、哲学・史学編、一九八三年)があるが、氏にあっては文書中に現れる参詣について、欠落した者をカムフラージュするための虚偽の申告ととらえており、参詣との関連は意識されていない。
- (11) 「近世被差別民の『参詣』について―武州下和名の場合―」(『水と村の歴史―信州農村開発史研究所紀要―』九、一九九四年)。
- (12) 「近世被差別民の寺社参詣」(『日本歴史』六二六、二〇〇〇年)。ただし氏にあっては、同じ「鈴木家文書」を用いた分析であるにも拘わらず、先行する三つの研究についての言及がなく、「管見によれば、被差別民に焦点を当てた寺社参詣に関する研究は見当たらない」とするのは遺憾である。
- (13) これを以て柏浦氏は、「三日市大夫の手代が和名村に巡回して来たものと思われる」とするが、西木氏が指摘するように和名村は杉木権大夫の旦那場であり、参宮した村人が三日市大夫の御祓いを持ち帰ったものであろう。
- (14) 「上州新田郡・村田村・小金井村の被差別部落の実像―村田村検地帳と

『伊勢参宮にまつわる長吏村方騒動』の分析から」（『東日本部落解放研究所・歴史論集Ⅰ『東日本の近世部落の具体像』東日本部落解放研究所、一九九二年、明石書店』）。

(15) 三方家は二十四家、同格たる内宮の宇治会合の年寄家は十二家であった（『宇治山田市史』）。

(16) 西木氏は前掲論考において、拜田・牛谷という宇治・山田地域の「穢人」禁忌に関する史料を合わせ検討され、「幕藩制国家レヴェルにおいては『賤民』として同時に位置づけられたものが、一方は且中からの参詣者として参詣をうけ、他方、神宮地域の『穢人』はケガレ観念の故に排除されていることが知られるのである」としている。まさにこの矛盾が問題なのであるが、参詣者たる「賤民」は決して公に参詣された訳ではなく、発覚すれば、「ケガレ」観念に基づいて神宮地域の「穢人」と同等かそれ以上に排除されたのである。

(17) 「内宮欄宜編年記標目」（神宮文庫蔵）。

(18) 関係する書誌は数多いが、「穢多」身分との同火について直接論じたものとしては亀田末雅著「寄生園遺稿」があり、「穢多参宮穢否の事」と項目を立てて検討を加えている。また「宮中穢物争論略記」という史料にも言及がある。いずれも神宮文庫蔵。

(19) なお、度会清在「囲爐間談」（『大神宮叢書 神宮随筆大成 前編』）には、万治年中の拜田村の迷子に、それと知らず食事を与えた「同火」事件、享保一四（一七二九）年閏九月に発覚した、穢多身分の遊女を妻にした山田船江町の者の一件を記している。だが、両事件とも神宮長官の公用記録たる「長官日記」に関連する記述は見られない。後者については神宮で集会を開き対応を協議したとあり、事実だとすれば「長官日記」に記載されない筈はない。事実自体は確認できないものだが、この史料が成立した享保末年頃の人々の認識を示すものとは言えよう。前者については「家ノ竈ヲ

造り改メ、火替シテ終ル」とするが「月水ヲ隠シタル者ノ頭ハレタル、此格ナリ」との表現が目玉される。後者については「其妻速ニ家ヲ出スヘシ、夫ハ三日禁足シテ濱ヘ行、火替シテ七十五日参宮スベカラズ、其夫ト同火ノ者家替シテ当日参宮スベカラズ、皆竈ヲ破ルニ及バズ」とする。「鹿食」の禁忌が適用された享和元年以降の事例とは規定が大きく異なり、また広く触れ知らされたものではない点を指摘しておく。

(20) 禁忌規定の第一箇条目が、①の享和元年のものと文言が若干訂正されており（「穢人止宿之家、同火之者禁忌廿一日」と修正。また「穢人食用之竈」を破却し、器物を「土中ニ埋、七十五日経之清用之」との文言が加えられる）、以後はこれが直接の先例とされた（外宮長官日記による）。

(21) 外宮長官日記。なお、注（7）で触れた、出会った参宮人に対して「穢人」であることを暴くと脅迫した半蔵は、文化一〇年に処罰を受けている。あるいはこの事件と関係があるのかもしれない。

(22) 『御仕置例類集』十卷五二四号。なお、この地域における犯罪とその処罰に関しては拙稿「山田奉行の裁許権」（『三重大史学』二、二〇〇二年）を参照。

(23) なお禁忌二十一日間という規定は、それと知らずに「同火」した場合であり、拜田・牛谷の者や「穢多」身分の者と承知していながらの場合は、「穢之限なかるへし」という扱いとなった（『神宮編年記』天保一五年九月二日条）。

(24) 拙稿「近世の伊勢神宮と朝廷―『触穢令』をめぐる―」（『人文論叢』一七、二〇〇〇年）。

(25) 『御触書天明集成』三〇六五。

(26) 衣笠安喜『近世儒学思想史の研究』（法政大学出版局、一九七六年）、原田信男『歴史のなかの米と肉』（平凡社、一九九三年）、のびしょうじ『食肉の部落史』（明石書店、一九九八年）。

(27) のびしょうじ氏は、差別の問題を考える上では、「建前」の世界では忌避されながら実際には広く食されていた鹿猪肉や兎肉と、牛馬食とを区別すべきことを指摘している(前掲書)。社会的な差別意識を考える上で重要な点であるが、神宮の触穢体系のなかでは、「穢多」身分の触穢について「鹿食」「鹿火」と表現される如く、両者は区別されていない。

(28) 『神宮古典籍影印叢刊7 神宮参詣記 服紀』(皇學館大学、一九八四年)の解題参照。なお「文保記」は外宮で成立し、これの影響を強く受けて、永正一〇(一五二三)年に内宮神官により編纂されたのが「永正記」である。

(29) ただし享和元年に議論になったように、日数は規定されてはいない。享和元年に「二日」遡ると決めたのは外宮の提案であるが、内宮側の「旧記」には見当たらないものであった。だが内宮では「忌服之半減火之取斗方ニ而二ケ日位ニ而可然存」と同意し、新たな基準として定まったのである。これにも鹿食について同様の記載が認められる。

〔付記1〕 史料の閲覧に際しては、神宮文庫、皇學館大学神道研究所、伊勢市立図書館にお世話になった。記して謝意を表したい。

〔付記2〕 本稿は日本学術振興会科学研究費平成二四年度～二六年度(基盤研究C)「近世門前町、宇治・山田の社会構造に関する研究」課題番号一四五〇三五五の研究成果の一部である。